

第五三號

石兵團會報



九月十四日一〇〇〇
仲 間

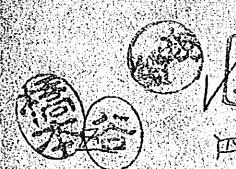
一 兵團防諜規定第二條ハ郵便物ハ葉書類ヲ使用スルヲ本則トシ葉書
點檢ハ責任(將校)封書ハ花ビラ封書ヲ使用セル時ハ中隊長以上直接
點檢スルノ意ナルニ付念ノ爲

二 石師參乙密第三四號ニ基ク撮影ニ方リテハ背景ニ地窠建造物等ノ全貌
カ寫眞現レシトナキ様注意ノコト

三 又撮影セル寫眞ノ裏面ニハ必ず檢閱(濟)印ヲ押捺ハコト
昭和十九年八月十六日陸軍第五號ニテ防身衣ハ將校以下夏衣ニ代ヘ
使用シ得ルコトニ付念ノ爲 又陸普第三〇五號ニテ臨時特例ノ
實施ニ方リテ注意事項ヲ定メラレタル付一般ニ注意コト

四 過般ノ轉進ニ方リ轉屬セル入院患者及殘置者ノ外ノ所管内ノ轉屬
月日(將校)關シテハ目下ノ所不明ナルニ付念ノ爲

兵團ガ令團如ク纏リアルコトハ稀有ナリカハ好機ヲ捕捉シテ懸案



解決ヲ促進セラル程度ヨカ爲掛將校以下足ヲ運各上司ノ指導
ヲ受ケラレ度

六 近時速報スル事件ヲ電報ヲ爲スモノアリ 距離ノ關係上電報報告暗
號ニ組立送信 受信 翻譯ノ爲

三 五時五分電文ヲ受付 暗號班ニテ五時三十分受付 結局
五時五分電文ヲ受付 暗號班ニテ五時三十分受付 結局

四 將士滿タザルモノトス

七 書類ノ順序ヲ整理提呈セラレ度
山崎省ニ在リシ時ノ如ク沁縣ヨリ潞安ニ至リ再ビ逆戻リシテ榆次ニ至ル

八 巡査者ノ報告ニ依ルニ 潞安ノ件

九月十日

病馬廠配屬自動車運轉手小林上等兵以下四名ノ雨宿リト稱シ民
家ニ寄リ長居シ雜談シテリ

石第三五九部隊第中隊ノ兵四名ノ民家ノ庭先道路際ニ午
睡シテリ

石第三五九部隊本部ノ兵中ノ内務令第七十九ノ末項ノ區域ヲ
判然ト知得シアラズ各隊ハ内務令第七十九第三項ノ區域ヲ定メアラズ

ルトハコトヲ設クルト部落内全部ヲ本區域ノ如クシ無帶劍ニテ歩
行シルハ對民單紀ヲ紊ス基ナリ

九月十日

石第三五九部隊中村一等兵ハ歩哨ニ對シ敬禮ヲ行ハス(禮令第六號)
又各巡察者共集團時ノ敬禮ノ不良ナルヲ記述シテ各隊各上官
ハ注意ノコト

九 認可ナク師團防衛地區外ニ出張スル向キアリ注意ノコト

✓ 十各部隊公所轄ハ理髪屋風俗屋等ヲ調査シ特約シテ之ヲ利用シ得
 ハヤモハ煩格等ヲ協定シ當部ニ届出テモレ度
 ✓ 土火葬ハ那覇附近ハ部隊ハ那覇火葬場ヲ使用シ其ハ他ハ部外
 ノ者ハ惡感情ヲ懷カシタルカ如キ所ハ火葬場ヲ設ケテ實施シト
 其ハ場所ハ兵團連絡シテ決定シト
 ✓ 主腸管系傳染病流行シテ是得猥リ市中ヨリ飲食物ヲ求メ又ハ
 工事中ハモテ等分地方人々モ以テ飲食不潔ガ如キコトヲ注意シト
 主現地ハ湿度高キヲ以テ兵器彈藥ノ發錆多シ各隊公點檢手入
 手セズト
 主自今公私用共外ハ方リ鐵帽ヲ使用スルル如ク定メテモリ
 主軍令日報中注意事項
 敬禮ニ就テ
 主乗車中ノ敬禮集團時ハ部隊ノ敬禮不良
 主陸海軍ノ軍人ノ敬禮交換不良

軍紀ニ就テ

✓ 石第三五九三部隊若村隊官本業ニ一等兵外ハ名ハ使役ヨリ歸ル途中
 近町ヲ徘徊シ公用證テク又手拭ヲブラ下ゲ服裝不良且ツ敬禮態
 度不良
 突圍ハ沖繩上陸以來軍ノ滾遺スル巡察ノ報告ハ非違事項ナク
 先ニ山兵團 武兵團ノ際ハ共ニ頻々トシテ報告セシト均ズ 今回ノ
 石兵團ハ特別ナリト言ハレタリ 本件ハ始メテ軍令會報ニ記載セ
 ラレタル事項トス(兵器部及經理部那覇出張所長ハ良ク勤務ヲ掌握シタルコト
 ヲ極力注意シト)
 ✓ 主行軍途中道路ヲ塞キ通行スル部隊アリ
 ✓ 主自動車ノ市中通行速度過大且隅角通過ノ際警笛ヲチカセザルモアリ
 ✓ 主遊廓内ニ自動車ヲ乘リ入レ又ハ之ヲ待機セシメアルモアリ
 ✓ 主兵ニシテ自隊ヲ問ハレ猶有モテ使用スルモアリ 球五五七六カ所
 ✓ 主某隊ニシテ二階ニ煌々タル電燈ヲ漏シ注意セシ電球履ナシトテ何等
 處置スル平然タルモアリ

其他

吸殻等不始末を為火薬ニ爆發セシ事件アリ

之無檢閲又ハ防諜ニ注意ヲ要スベキ信書(日平均二十通ナリ)

自動車ニ女子ヲ乗セアルモノアルモ軍屬微用以外ハ避タルヲト

兵ト女子トノ混雜ハ嚴戒スルヲ助手ニ女子ヲ乗セルハ不可ナリ

電話ノ通話時間著ク長ク為ルニ通信連絡ヲ阻害シマリ各隊ハ注意

セラレ度又通話終了セルトモハ信號ヲ送ラレ度又交換手ニ人呼出

又ハ他ハ通話ヲ依頼スルモノアリ是非避ケラレ度

鐵道ニ無貨車乗車スル者アリ注意ソコト

公用證ヲ有スル軍人及部隊長ノ證明(様式何トモ可印アルモノ)

ヲ有スル團外半額ナリ

配布元中隊連各部班



寫具撮影上ノ参考(寫)

昭一九九十四
石部第一八三部隊

區分

禁止スル制限事項

摘要

法令ニ基テ禁止事項

軍保護法

(一) 砲台又ハ砲泊地

(二) 軍用艦船前空機軍部大臣所管飛行場軍需品貯藏所

(三) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(四) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(五) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(六) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(七) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(八) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(九) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十一) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十二) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十三) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十四) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十五) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十六) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十七) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十八) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(十九) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(二十) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

(二十一) 軍用倉庫又ハ軍需施設周圍地域(特指定セラレタルモノ)

公示差控事項
全貌ヲ表ス
付道也
モノ